

産業廃棄物処分業許可証

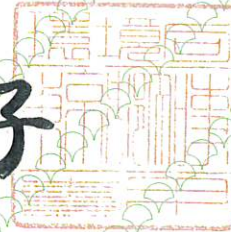
住所 東京都足立区皿沼二丁目13番6号

氏名 株式会社なかの
代表取締役 中野 篤志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 2年 6月13日

許可の有効年月日 令和 7年 6月12日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分 : 中間処理
- (2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類
 - ア 破碎 : 廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。） (以上4種類)
 - イ 圧縮 : 金属くず（あき缶に限る。） (以上1種類)
 - エ 圧縮梱包 : 廃プラスチック類、紙くず (以上2種類)
 - ウ 溶解 : 廃プラスチック類（発泡スチロール・スチレンフォームに限る。） (以上1種類)

2 事業の用に供する施設（施設詳細は裏面のとおりに。）

- 施設所在地：
- (1) 東京都足立区皿沼二丁目13番6号
 - (2) 東京都足立区入谷八丁目12番24号

3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として9時から17時までとすること。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

- 平成 17年 6月 13日 新規許可
- 令和 2年 6月 13日 更新許可 第3回
- 令和 4年 4月 27日 変更届 2 (2) 施設における破碎機の新設、圧縮機の追加及び入替え
- 令和 4年 9月 26日 変更届 水銀使用製品産業廃棄物を含むに変更、破碎機の追加
- 令和 4年 10月 25日 変更届 圧縮梱包機の追加

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)

複写不可



(裏面)

許可番号 第13-20-009535号

2 事業の用に供する施設

(1) 施設所在地：東京都足立区皿沼二丁目13番6号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類	3.40 t/日	-----	平成16年11月15日	-----	-----
	木くず	4.50 t/日				
	金属くず	4.00 t/日				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	13.70 t/日				
破 碎	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	1.90 t/日	-----	令和 4年 9月26日	-----	-----
溶 融	廃プラスチック類（発泡スチロール・スチレンフォームに限る。）	1.20 t/日	-----	平成24年 6月17日	-----	-----
圧縮梱包	廃プラスチック類	1.08 t/日	-----	令和 4年10月25日	-----	-----
圧縮梱包	廃プラスチック類 紙くず	3.80 t/日	-----	平成24年 6月17日	-----	-----
		4.70 t/日				

(2) 施設所在地：東京都足立区入谷八丁目12番24号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類（廃ペットボトルに限る。）	4.10 t/日	-----	令和 4年 4月20日	-----	-----
圧縮梱包	廃プラスチック類（廃ペットボトルに限る。）	11.80 t/日	-----	平成30年12月20日	-----	-----
圧 縮	金属くず（アルミ缶に限る。）	3.40 t/日	-----	令和 4年 4月20日	-----	-----
圧 縮	金属くず（スチール缶に限る。）	4.70 t/日	-----	平成22年 6月 4日	-----	-----
圧 縮	金属くず（スチール缶に限る。）	7.00 t/日	-----	令和 4年 4月20日	-----	-----

(以下余白)

複写不可